

公益財団法人大分県老人クラブ連合会補助事業 元気高齢者地域活動応援事業実施要綱

1 趣 旨

大分県老人クラブ連合会の補助事業として、地域の元気高齢者による、生活支援サービス（買い物支援、配食支援等）や介護補助（介護施設でのシーツ交換等）などの新規の事業立ち上げ等を支援することにより、元気な高齢者が地域を支える担い手となるための相互支援の仕組みづくりを目的とする。

2 事 業 内 容

別表の各補助対象事業を60歳以上の者が過半数を占める団体が実施する際の、事業立ち上げに要する経費に対して補助する。ただし、次に掲げる場合は補助しない。

- (1) 他の助成団体からの補助金等の交付対象となっているもの
(委託による場合を含む)
- (2) 特定の事業者の利益のために行うと認められるもの
- (3) 政治的又は宗教的な宣伝を目的として行うと認められるもの
- (4) 営利を目的とするもの
- (5) その他、本事業の取組内容としてふさわしくないと認められるもの

3 補 助 金 の 交 付 申 請

- (1) 補助金の申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、県老連会長が別に定める期日までに県老連会長に提出しなければならない。
 - ① 事業計画書（第2号様式）
 - ② 収支予算書（第3号様式）
 - ③ 団体名簿（第4号様式）
 - ④ その他県老連会長が必要と認める書類
- (2) 補助金交付申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金にかかる当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

4 補 助 条 件

- (1) 補助事業の内容又は配分の変更（県老連会長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第5号様式）を県老連会長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第

6号様式)を県老連会長に提出し、その承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに県老連会長に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、県老連会長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の様に供してはならないこと、ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件あたりの取得価格が30万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ県老連会長の指示を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 県老連会長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県老連に納付せることがあること。
- (10) 3(2)ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときはこれを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 3(2)ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第7号様式)による速やかに県老連会長に報告するとともに、当該金額を返還すること。

5 補助金の交付決定の通知

県老連会長は、補助金交付申請を受けたときは、内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金交付決定通知書(第8号様式)により通知するものとする。

6 補助金の交付方法

この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、県老連会長が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

7 補助金の交付請求

補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第9号様式）を県老連会長に提出しなければならない。

8 実績報告

実績報告は、補助事業実績報告書（第10号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれかの早い期日までに県老連会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第11号様式）
- (2) 収支精算書（第12号様式）
- (3) 領収書又は請求書の写し
- (4) 日程、参加人員、記録写真等活動実績を明らかにする資料等
- (5) その他県老連会長が必要と認める書類

9 補助金の額の確定通知

県老連会長は、補助金の実績報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、補助事業の成果が適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（第13号様式）により行うものとする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県老連会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年度の予算に係る元気高齢者地域活動応援事業から適用する。

(別表)

補助対象事業	事業例	補助内容	助成額 (上限)	助成条件
生活支援 サービス	・配食、食材配送 ・病院、買い物移送 ・庭木の剪定 ・家庭内作業（ゴミ出し、蛍光灯交換等）	・配達用容器の購入費 ・先進地視察のための旅費等	200千円	①3名以上の団体 ②平成28年度に新たに開始する事業
介護補助	介護施設等への介護 補助派遣 (見守り・軽作業)	・ユニフォーム購入費 ・事業のパンフレット印刷費等	100千円	
地域貢献 活動等	・空き屋管理 ・登下校見守り ・道路の清掃活動 ・シニア向け店舗の運営 ・健康づくり活動	・草刈り機購入費 ・活動内容チラシ作成費 ・店内什器購入費等	50千円	①10名以上の団体 ②団体員の20%以上が新規老人クラブ会員

(1) 対象経費

- 報償費（県外講師謝金等）
- 旅費（県外講師旅費、先進地視察旅費等）
- 需用費（パンフレット印刷代、チラシ作成、店内什器等）
- 役務費（郵送料、ボランティア保険等）
- 使賃料（会場使用料、バス借り上げ料等）
- 備品購入費（草刈り機等）

(2) 補助対象外経費

- 団体の恒常的な経費（電話代や光熱水費等）
- 人件費（賃金）
- 食糧費
- 委託料
- 参加賞・賞品代
- 県老連会長が補助対象として相応しくないと判断した経費